平成２５年（フ）第３３２０号
東京都町田市木曽東４丁目７―837
債務者　坂本　正利
1　決定年月日時　平成25年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３２１号
東京都町田市木曽東４丁目７―837
債務者　坂本　真澄
1　決定年月日時　平成25年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３２２号
東京都葛飾区立石７丁目17―13―201
債務者　宇田　敏夫
1　決定年月日時　平成25年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３２号
横浜市青葉区もえぎ野22番地３　プリンスフィールド209
債務者　一杉　　到
1　決定年月日時　平成25年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月29日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７号
北海道川上郡弟子屈町泉１丁目５番５号
債務者　酒荘おが和こと　小川　武司
1　決定年月日時　平成25年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月５日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第３８号
釧路市鶴ケ岱１丁目７番17号　103号
債務者　河上　芳樹
1　決定年月日時　平成25年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月６日午前10時45分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第４２号
岡山市中区兼基99番地２、旧住所岡山市中区乙多見240番地５
債務者　山本　孝夫
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１６５号
東京都中野区野方６丁目30―25―301
債務者　元井　聖子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１８６号
東京都杉並区和田３丁目８－２―301
債務者　香村　康子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２７１号
神奈川県藤沢市辻堂元町５丁目５－２
債務者　武藤　義次
1　決定年月日時　平成25年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３１５号
東京都杉並区宮前３丁目20―17
債務者　山本　雄大
1　決定年月日時　平成25年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３１６号
東京都大田区仲六郷１丁目28―10―302
債務者　磯野　剛志
1　決定年月日時　平成25年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３１７号
埼玉県川越市大字砂975―１―203
債務者　野村　真人
1　決定年月日時　平成25年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１１５号
東京都足立区千住緑町１丁目16―１―301
債務者　杉浦　祥夫
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１８８号
東京都墨田区緑１丁目14―12―302
債務者　松元　榮子
1　決定年月日時　平成25年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２２４号
東京都多摩市中沢２丁目20―２―202
債務者　荒　　孝洋
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部